

「あいち自然環境保全戦略(仮称) 中間とりまとめ案」に対する意見の概要と県の考え方

24名 5団体 134件

全体について(11件)		
通番	ご意見(概要)	県の考え方
1	「戦略」という表現の見直しを検討してほしい。「戦略」は基本的には軍事用語であり、環境関連の文書等の中で使う用語としてはそぐわない。	戦略の推進には、幅広い主体の参加が必要であり、県民をはじめ関連する団体、企業にとって分かりやすい名称とするため、名称は従来どおり「あいち自然環境保全戦略」とし、副題として「生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して」を追加しました。また、戦略という呼称は生態学で一般的に使用されるものです。
2	生物多様性基本法に基づく地域戦略であること、人間も生物多様性の一員であることを明確にすべきこと等により、名称を「生物多様性戦略」とされたい。	
3	生物多様性基本法に基づく地域戦略であり、メッセージを明確にするためにも、名称を「生物多様性」とされたい。また「戦略」は自然には似つかわしくなく、意味もよくわからないので「行動計画」とされたい。	
4	生物多様性地域戦略であること、生物多様性に関する県民の認識が低いこと、COP10開催県であることから、名称を「あいち生物多様性保全戦略」とすべきである。	
5	「人と自然との共生」は、「自然」の方が「人」より上位と考えられるため、「自然と人との共生」が妥当。	本戦略では、人を主体にした自然環境の保全についての方針を定めるものであることから、「人と自然との共生」と表現しています。
6	生物多様性への県民の理解を深めるため、キーワードを示してほしい。例えば、「地球のいのちつないでいこう。みんなちがって、みんないい。」などはどうか。	ご意見も参考にして、わかりやすいフレーズを用いて、戦略の普及を図っていきます。
7	県民の生活と具体的にどう関わっているのか、愛知県内の実情について具体例があると良い。いままでの施策で不足している点と課題、愛知県の生物多様性が低下している程度等、現状の実際の調査結果、把握結果を踏まえて、今後の戦略が述べられていると良かった。	データや写真、図表という形でわかりやすく、現状などを表現できるように努めます。
8	戦略全体において、県土において20万ヘクタールを占める県有林を保全する姿勢を明確にすること。県は、県有林において率先垂範する責任を自覚し、県有林における一切の開発事業から施策転換すべきである。	・本県の森林は約22万ヘクタールあり、このうち、ご意見にある県有林は約8千ヘクタールとなっています。 ・林務課が所管する県有林につきましては約6千ヘクタールあり、民有林の模範として経営し、地域林業の振興に寄与するとともに、県土の保全、水資源のかん養等、森林の公益的機能を発揮すること等を目的として経営・管理を行っています。
9	「地球の温暖化」そのものは、地球上の多くの生命にとって必須条件であり、問題なのは、人為的要因に伴う過度な温暖化であるため、「過度な地球温暖化」という表現が妥当。	「地球温暖化」という表現は、通常は「過度な地球温暖化」という意味で使用されていると考えています。
10	ページが多く読みにくい。文章を整理する、データや表を多く掲載するなど見やすくする工夫をしてほしい。	文章を精査して読みやすくします。データや表については、写真等とともに盛り込んでいきます。
11	分かりづらい言葉は説明してほしい。必要に応じて参考資料も添付してほしい。	難しいと思われる用語には、できるだけわかりやすく説明することとします。

第1章 戦略策定に当たって(2件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
12	戦略策定の経緯を説明するに当たっては、生物多様性の質の劣化を招いた従来の県の消極姿勢と責任の総括が必要である。	策定の経緯については、生物多様性の危機と、本戦略策定に至るまでの本県の取組と国の動向について、簡潔に理解していただくことを狙いとして記載しました。
13	生物多様性条約第10回締約国会議および第5回カルタヘナ議定書会合の略称表記を「CBD-COP10/MOP5」とすること。	本戦略では、読みやすくするため、初出のみ「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」とし、以降は「COP10」に表記を統一しています。

第2章 生物多様性の現況と課題(8件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
14	現況と課題は、日本全体や他の地域と比較しての愛知県の位置づけを明示した方が理解しやすい。	今後、戦略の普及を図っていく上で、愛知県の自然環境を分かりやすく理解していただけるよう、ご意見を参考に工夫していききたいと思います。
15	生物多様性の危機について、本県の過去と現況を踏まえた記述がないため、県固有の具体的な課題が見えてきていない。設楽ダム等の開発を推進してきた過去を反省し、既存の事業計画を再評価すべきである。	生物多様性の重要性と危機は普遍的な課題であると考えています。それに、本県固有の生物多様性の現況を踏まえて課題と取組を検討しました。
16	希少野生動植物について、確認種に対する絶滅のおそれのある種の比率が記載されているが、将来の環境変化により確認種が増加する面もあると考えられ、確認種の数も固定して考えるのはどうか。	現状を理解していただくためには、確認種の数を示すことが有効である考えました。今後の調査により変動があれば見直していきます。
17	移入種について、在来生物の「圧迫」、「攪乱」といったマイナス面だけの記述である、移入種によるプラス面もあるのではないかと。	社会・経済的にはプラスの面があって導入されたものもあることは承知しておりますが、ここでは、生物多様性に及ぼしている又は及ぼすおそれのある負の影響を主に課題として取り上げています。
18	課題としている人の関わりを通じた身近な自然の保全には、里地里山を生活の場とする農山村地域の振興が不可欠。予算措置を含めた総合的な取組を行う決意を示されたい。	安全で良質な食料が確保され、緑と水に恵まれた環境のもと、安全で安心できる豊かな暮らしを目指して、「食と緑が支える豊かな暮らしづくり条例」を16年4月に施行しています。県では、この条例に基づいて策定した食と緑の基本計画に沿って、引き続き農林水産業の振興に努めていきます。
19	絶滅のおそれのある種の増加の要因を客観的・科学的に分析して、実効性ある対策を早急にとることが必要。移入種対策については、効果的の防除対策を早急に講じる必要があり、必要十分な予算措置をとること。	第4章行動計画で、希少野生動植物の保護、移入種対策などの取組を取り上げています。
20	地球温暖化の課題については、県の定めた平成22年度目標の達成が絶望的であることを直視して、実効性ある対策を明確にすること。	平成22年度の温室効果ガス排出削減目標の達成は、厳しい状況にあります。別に定めている「あいち地球温暖化防止戦略」に基づき、より一層の対策を進めていきます。
21	課題に「県政における生物多様性への配慮」を設定して、戦略の推進主体としての県の責任と立場を明らかにすること。	第5章推進体制において、県の役割は、関係者と連携協力して戦略を推進することであるとしています。

第3章 目標(9件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
22	県土の将来像としての基盤づくりに、生物多様性条例の制定や県民参加型の制度・仕組みの創設に言及すること。	本県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を平成20年3月に改正し、生物多様性を基本理念に位置付けるとともに、新たに希少種保護制度等を創設しています。また、保全活動やモニタリングへの県民の皆様の参加を様々な形で推進していきます。
23	生態系ごとの将来像に、河川の流域生態系、各生物の生活圏や生態系のつながりを基礎とした生態系の2つを追加すること。また、各モデルの過去・現状・人との関わりを分析して将来像に到達する道筋を明らかにすること。	河川は、新たに「河川・湖沼生態系」として位置付けます。については生態系ネットワークの形成で検討すべき課題と考えています。
24	県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージのコアエリアに、豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業予定地、設楽ダム予定地、常滑沖中部国際空港周辺、六条潟・三河湾周辺等の開発計画があるところが外されているが、1箇所でも入れてほしい。	奥山コアエリアについては自然性、里地里山コアエリアについては環境の多様性、平野コアエリアについては樹林地のまとまり、沿岸コアエリアについては野生生物の生息地としての重要性といった基準から抽出したものです。
25	県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージのコアエリアに、設楽ダム予定地、豊川流域、六条潟周辺等の開発計画があるところが外されているのは何故か。	
26	生態系ネットワーク形成イメージに、「六条潟」を沿岸域コアエリアとして入れるべき。県内のどの干潟よりも豊かないきものが生息し、東三河にわずかに残された身近な里海といえる場所である。	
27	沿岸域コアエリアが、県の海岸線の長さ比べて、あまりにも小さい。六条潟を始め、沿岸域コアエリアを増やすため、干潟・浅海域の保全と一体となったエリア選定が必要である。	
28	県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージについては、コアエリアが孤立しており、それに連続する領域の保全の在り方を明らかにすることが必要である。また、ネットワーク軸の根拠を明らかにされたい。	県土ネットワーク軸は、コアエリアとその間の開発等で失われやすい地域を繋いだ軸です。今後、生態系ネットワーク形成に向けて緑地や水辺の保全・再生に重点的に取り組むべき地域を軸として表したものです。県土だけではなく、市町村、地域といった様々なレベルでネットワークを考えていくことが重要です。
29	里地里山ネットワーク軸については、里地里山コアエリアが分断しているのが問題であり、連続性を保全すれば軸の設定は必要ない。	ご指摘のとおり、連続性の保全や創出に努めていく必要があります。重点的に取り組むべき地域をネットワーク軸として示したものです。
30	生物多様性条約に定める2010年目標の達成が困難な本県の現状・取組を踏まえ、中期的・短期的かつ具体的な目標を設定して、着実に取組を進めること。	ポスト2010年目標においては、様々な主体の参画と行動の重要性が指摘されていることから、多様な主体の連携協力を推進の柱の一つとしています。

第4章 行動計画

第1節 基本的視点(1件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
31	基本的視点に、「組織体制、人的体制、財政の裏付け」を追加して、計画実現のための体制と財政的裏付けを明確にすること。	戦略に記載した取組については財政的措置を含めた推進体制を考慮して取り上げています。

第2節 生物多様性の保全

1 生態系ネットワークの形成(8件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
32	東海丘陵要素植物群と呼ばれるこの地方特有の植物が生える湿地に対する保護策が行き届いていない。エリアが狭くとも特徴的な絶滅危惧種が見られる地域などは、積極的に新たな自然環境保全地域に指定してほしい。また、鳥獣保護区に相当する植物や昆虫などの生態系の底辺を踏まえた新たな指定の考え方を導入してほしい。	自然環境保全地域の指定根拠となる自然環境保全条例については、生物多様性の観点からの自然環境保全法の改正を踏まえて、見直しを行っていきたいと考えています。また、適切なバッファゾーンを含めた自然環境保全地域の新規指定を推進していきます。
33	鉱山開発から里山の生物多様性を守るために、自然環境保全地域に指定した県有地については原則として開発行為を行わないことを自然環境保全条例に明記するとともに、鉱区禁止の指定を行うこと。生態系ネットワークのコアエリア上に位置する保安林等の、生物多様性を保全すべき地域について、保全のための実効性のある施策の研究・実施に取り組むこと。	
34	自然環境保全地域については、コアゾーンの指定・保全とともに、適切なバッファゾーンも指定して、適切な保存を図ること。	
35	自然公園の管理に当たっては、従来の利用優先を改め、生物多様性保全に十分配慮して保全を図ることを明確にすること。	
36	各種計画への位置付けと条例に基づく保全に当たっては、県の条例全般の生物多様性保全確保の観点から見直しと必要な改正を行うことを明記すること。	本県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を平成20年3月に改正し、生物多様性を基本理念に位置付けるとともに、新たに希少種保護制度等を創設しています。
37	公共事業における生態系ネットワーク形成への配慮に当たっては、計画段階からの市民参加による検討、計画アセスメント制度の創設、実効性ある環境影響評価実現への抜本的な改革、エコシステムアプローチの徹底、その他必要な制度改革を積極的に進めることを明記すること。	公共事業における生態系ネットワーク形成については、ガイドラインを作成して普及啓発を図っていきます。環境アセスメント、エコシステムアプローチについては、第4章の「地域開発と生物多様性の調和」で取組を記載しています。
38	愛知水循環再生基本構想の、水循環の機能に、ダム等により水や土砂の自然の流下が阻害されている現状を鑑み、ダム・堰の規模・数、流域からの取水の量などの要素により自然度を評価する「流域・流水の自然度」を追加すること。同様に「あいちの水循環指標」に基づくモニタリングの「四つの指標」に「流域・流水の自然度」を追加すること。	本戦略で詳細に記述すべき課題ではないと考えています。

39	「伊勢湾再生行動計画」の策定と推進、三河湾の里海再生について、今後の教訓とするため「水質等の悪化の要因分析を行う。その経過・結果は公開する。」ことを追加すること。	本戦略で詳細に記述すべき課題ではないと考えています。
2 人の関わりによる里地里山・里海などの保全・再生(27件)		
通番	ご意見(概要)	県の考え方
40	里地里山における生物多様性の危機の大きな要因である鉱山開発、産廃処分場建設、宅地・工業団地造成の現状を明らかにするとともに、「みどりのダム」としての里山の機能を位置付けて、実効性のある保全施策に取り組むこと。	生物多様性の危機で述べているように、第1の危機(人間活動や開発)、第2の危機(人間活動の縮小)、第3の危機(移入種等)、地球温暖化の影響等の複数の要因が重なって、現在の里地里山における生物多様性の危機につながっており、その保全・再生に取り組んでいきます。
41	海上の森を里山存続の事例としていくため、博覧会アクセスの市民、専門家による検証、自然と経済の循環を可能にする伐採木竹の利用・流通の仕組みづくり、地元民と都市住民を結ぶ仕組みづくり等を具体的に盛り込んでほしい。	県は、あいち海上の森条例に基づき策定した「海上の森保全活用計画」に沿って、県民の皆様と連携・協働のもと、「海上の森」の保全と活用を図っています。具体的な取組については、今後とも、学識経験者、地元関係者、市民団体等で構成する「海上の森運営協議会」で協議しながら進めていきます。
42	老朽化したため池の改修などというだけでなく、耐用年数のものであっても、生態系に優しい改修に努めるようにしてほしい。生態系に配慮した改修を行う内容を積極的に行うようにしてほしい。	ため池については老朽化していなくても地域の状況に応じて水辺環境の整備をする場合もありますので、そのような場合にあっては可能な限り生態系に優しい改修に努めます。
43	湿地湿原生態系の保全・再生については、県内の湿原湿地を個別に明確に指摘して、できるかぎり公有地化し、自然環境保全地域に指定するなど積極的な保全対策を検討すべき。また、湿原湿地の開発行為にあたっては、事前の土地利用計画提出を義務付ける許可制を検討すべきである。さらに、モニタリングの完了後に、公平な環境監査を実施すること。	現在、自然環境保全地域に指定している湿地・湿原は、田之士里湿原、小堤西池、壱町田湿地があります。湿地・湿原はこの地域の特徴的な生態系であり、多くの希少な野生生物が存在することから、本戦略においても生態系の一つとして大きく取り上げています。自然環境保全地域への指定や自然公園等の制度を活用して、今後も保全に努めていきたいと考えています。
44	東海丘陵要素植物群を伴う湧水湿地を、豊田市ではラムサール条約の登録湿地にしようと目指しているが、県ではこのような取り組みがなされていない。各市で天然記念物指定などにより保全しているが、県主導により率先してラムサール条約登録に向かう努力をしてもよい。県が主導して行う湿地サミットの成果を政策などに活かす試みなど、県の積極的な姿勢を形として見せてほしい。	
45	集水域を含めた湿地湿原の保全に当たっては、集水域での地下水の汲み上げの禁止、下水道の整備等による集水域への排水の防止等、具体的な実効性ある対策を検討すべき。「地域の観光資源」となっている湿地湿原であっても、荒廃・消失のおそれが高まる場合は、立入禁止区域の設定、一般公開日以外の立入禁止等の対策も検討すべきである。	壱町田湿原では、公開日を限っており、それ以外は立入禁止にしています。集水域については、自然環境保全条例では、「周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。」を許可制にしており、こうした規定を活用して保全に努めていきたいと考えています。
46	湿地湿原保全活動への支援については、再生の視点がない。エコシステムアプローチの考え方に基づき、地域にもともとあった植生の回復等も検討するべきである。	まず、今ある重要な地域を保全することが大切であると考えています。植生の回復等については専門家の意見を踏まえながら、今後慎重に検討していく必要があります。

47	湿地・湿原生態系の保全・再生における利用や開発を前提としたと思われる表現、目標における活発なモノづくり等の地域特性を踏まえるとの記述からみると、県の姿勢が自然保護を第一にしているとは思えない。生物多様性を前面に押し出し、さまざまな保護、保全に努めるよう書き改めるべきである。	湿地湿原の開発を前提とした記述ではなく、集水域での開発や観光資源として一般に利用されている湿地湿原での配慮が必要であるとの趣旨です。
48	田んぼの水路の暗渠化やコンクリートによる整備等が進められてきた。生物多様性の保全のためには、農家だけではなく、県や市町村、地域住民等を巻き込んで、その再自然化を進める必要がある。	農地や周辺の水路などの整備を行う際には、多くの意見を聞き入れ、農業生産性の向上とともに生物多様性の保全に配慮するよう努めます。
49	かつて尾張西部の水田は生命で溢れていたが、ほ場整備や用排水路のコンクリート化等により、小動物、魚、水藻草類が壊滅している。生物多様性の再生のために、水田、用排水路を工夫してほしい。	農地や周辺の水路などの整備を行う際には、生き物の生息・生育空間の保全などに配慮するよう努めます。
50	「生産効率を重視した水田がコンクリートの水路に変わって」とあるが、水田が水路に変わったのではなく、小川や用排水路がコンクリート化したものである。	ご指摘のとおりですので、「…生産効率を重視した整備がなされた水田では周辺の水路がコンクリートの水路に変わって…」に改めます。
51	「水田においてかつて見られた生き物」とは何か。また、その原因としてコンクリートの水路や農薬を上げた根拠は何か。	水田に生息する生き物は、ゲンゴロウやアカトンボなどの昆虫、メダカなどの小型魚類、ホウネンエビやザリガニなどの甲殻類など多岐にわたります。これらは、現在でもみることができますが、かつてはたくさんいたといわれています。コンクリートの水路では、水流が早くなるため、小魚が生息しにくくなります。農薬については、最近は毒性が強くないものを使用されるようになってはいますが、殺虫剤等が生き物に悪い影響を与えることは否定できません。こうした理由からあくまで例示としてですがコンクリートの水路や農薬をあげています。
52	土地改良事業によって、畦はコンクリート、水路は暗渠、水田は乾田化され、生態系の連続性が分断されている。土地改良のあり方を反省し、耕地についても河川、里山などの自然生態系と農業との連続性を確保する構造を導入するべき。	県の取組みとして、多様な生き物を育む場としての水田の機能向上を図るために遡上効果が高く安価で容易に設置できる小型魚道(水田魚道)の設置を推進することを記載しています。また、土地改良事業によって農地や周辺の水路などの整備を行う際には、農業生産性の向上とともに生物多様性の保全に配慮するよう努めます。
53	平野地域での緑地の現状について、具体的な課題を検討する前提として、種類(学校・公共施設などの敷地内の緑地か、社寺境内や民間施設の緑地か)・面積・緑地で生息する生物等に関する分析が不十分である。	緑地の現状については、広域緑地計画等で分析されており、それを踏まえた取組を戦略において推進していきます。

54	<p>水田の水路のコンクリート舗装の問題について、県の取組に言及がない。さらに、農地の宅地化を著しく進行させている市街化区域農地の宅地並み課税、水田地帯における土地改良事業による環境悪化についても指摘すべきである。</p>	<p>コンクリートの水路に限定していませんが、これも含め「農業生産基盤の整備を行う際は生き物の生息・生育空間の保全などに配慮します」と記載しています。</p> <p>市街化区域は、都市計画法で市街化を図るべき地域とされており、その区域にある農地も原則として、宅地並みに評価し、宅地並み課税をすることになっています。なお、こうした場合でも一定の条件を満たして生産緑地の指定を受けることにより農地並みの税率が適用されます。</p> <p>また、「現状と課題」において土地改良事業の名称を記載していませんが、「県の取り組み」において土地改良事業の推進方向として「農業生産基盤の整備を行う際は生き物の生息・生育空間の保全などに配慮します」と記載しています。</p>
55	<p>市街地内のまとまりある緑地の保全について、開発計画と緑地保全とが競合した場合、県としてどのような姿勢を取るのかについて明らかにすべきである。都市公園の公園整備・維持管理の方法の問題点についても明らかにすべきである。</p>	<p>大規模行為に関する届出制度等を活用して、緑地の保全・確保に努めていきます。</p> <p>市街地内の土地利用計画については、市町村が定める市町村都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に基づいて、整備、開発及び保全を進めています。市街地内のまとまりのある緑地については、それらの計画と整合を図り、必要なものについては緑地保全の施策や都市公園事業、来年度から導入される「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」なども活用しながら緑の保全・創出を進めていきます。</p> <p>都市公園の整備・管理については、公園ごとに公園管理者やボランティア団体などの協力のもとに適正に進めていきます。</p>
56	<p>平野地域の小規模な緑地の保全・創出や街路樹の整備について、建築物の壁面緑化や民有地の緑の保全・創出に必要な所有者との調整方法が明らかでない。公共施設、社寺境内についても同様。また、緑化技術の向上・普及や道路整備での緑化推進等に要する予算をどのように確保していくのか。</p>	<p>平野地域では市街化が進んでいるため、市街地に残された小規模な貴重な樹林地を保全していくことが重要です。また、市街地の多くを占める民有地の緑を増やすことも重要です。そのため、来年度から導入される「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」において、市町村と調整・連携を図りながら、小規模な貴重な樹林地の買い取り、民有地における敷地や建築物の屋上・壁面緑化及び美しい並木道再生などの事業を進めていき、市町村ごとの適正な水と緑のネットワークを形成していきます。また、「あいち森と緑づくり事業」では、県民参加による植樹などの緑の体験学習や緑づくり活動を推進し、県民の緑化意識高揚を図ります。</p> <p>道路については、道路景観の向上、沿道環境の保全および歩行者、運転者の安全かつ快適な道路の利用を促進するとともに、あわせて、良好な都市環境を形成するために、必要に応じて道路緑化の推進を図ります。また、「あいち森と緑づくり事業」も活用していきます。</p>

57	農用地区域の指定により農地の保全・質の向上を図るとすれば、既存の農用地を商業用地に開発する等の計画は今後制限されるということか。開発を制限してでも緑地保全を図ろうという意識はあるのか。また、商業用地への開発のために区画整理を行い農地を収容するような開発計画についてどういう姿勢を取るのか。さらに、農地の保全には、農業従事者の確保及び安定した農業収入が不可欠であるが具体策が示されていない。	農用地区域内の農地については、今後も保全・確保に努めていきます。しかし、本県の場合、市街化区域や農村集落に隣接して農用地区域が設定されておりますので、農用地区域内での区画整理事業などの都市的開発につきましては、適切な土地利用調整を行っていきます。また、別に策定している「食と緑の基本計画」に掲げた具体策に基づいて、新規就農者の確保と安定した経営体の育成がなされるよう努めていきます。
58	沿岸域・里海生態系の保全・再生に当たっては、県が、これまでに行ってきた海岸の開発・埋立の経過や生物多様性への悪影響を明らかにし、まず反省の意思を率直に示すことが必要である。また、開発によって失われたものを回復しようとする再生の取り組みよりも、今残っているものを保全する措置を取ることを明記すべきである。	干潟など多様な生きものが生息する複雑な沿岸域生態系の適正な保全と利用を推進するため、環境修復や自然再生による生物多様性の確保、水質浄化機能の確保、人と自然とのふれあいの確保などに努めていきます。
59	愛知の地名の由来となった干潟をしっかりと保全していると、愛知県は自信を持って誇れるか。いまだに埋め立て計画が幾つもあるが、利用されていない埋め立て地がある現状も踏まえ、新たな埋め立てはやめてほしい。また、三河湾の里海再生のために水質を改善するには、矢作川や豊川の水量や水質は大きなウェイトがある。なぜ里海再生をうたいながら、設楽ダムをつくるのか。莫大な費用と自然破壊に見合うメリットがあるとは思えず、建設を中止してほしい。	干潟など多様な生きものが生息する複雑な沿岸域生態系の適正な保全と利用を推進するため、環境修復や自然再生による生物多様性の確保、水質浄化機能の確保、人と自然とのふれあいの確保などに努めていきます。 なお、国土交通省が建設する設楽ダムは、治水・利水の両面から地域の安全・安心を確保し、東三河地域の継続的な発展を維持していくうえで必要な施設であると考えています。
60	海の生物多様性の保全には、流入河川の流量や土砂移動の維持が必要であり、そのためには、河川と、水源である森林の保護等も必要になる。海だけでなく、水源地も含めた流域を一体として、設楽ダムや六条潟の問題も視野に入れた総合的な対策を検討しなければならない。	干潟など多様な生きものが生息する複雑な沿岸域生態系の適正な保全と利用を推進するため、環境修復や自然再生による生物多様性の確保、水質浄化機能の確保、人と自然とのふれあいの確保などに努めていきます。
61	「無酸素ゾーンの形成」など、顕著に三河湾の生物多様性が貧弱になっている。三河湾の危機的状況を明らかにして、「三河湾生物多様性行動計画」を具体的に定めるべきである。	三河湾等の貧酸素化は、水産業における取組で取り上げています。また、恵み豊かな里海である三河湾で里海再生に向けた取組を推進します。
62	人工干潟の造成が既存の生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることに留意すべきであり、仮に人工干潟を造成する場合は、計画段階から公開の場で十分な科学的な検討を行うこと。また、干潟・海浜・浅海域の埋立は、今後は回避すべきである。	干潟・浅場の造成に際しては、漁業者の意見や水底質等の調査を踏まえ、底質が悪化し漁場生産力が低下した場所を実施しています。干潟・海浜・浅海域は、水質浄化や生物生産の場として重要なため、その埋立は極力回避すべきと考えています。
63	漁村環境の保全・利用の推進について、経済的自立を可能にするための具体的かつ実践可能な取組み（「持続可能な漁業」の取組）まで考えて提案することが必要である。	漁業の取組につきましては、第4章第3節2 水産業における取組の中で水産業の振興を踏まえて取り組んでいきます。
64	河川・湖沼生態系の保全と再生については、季節的に起こる流量変動、流路の連続性や海水との交わりによる汽水の形成によって形成される特有の河川生態系や、河川が土砂移動の中心的な役割を果たしていることの認識が欠けている。	河川改修時の河川管理については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を基本として取り組んで

65	ダム、堰などによる縦の連続性の遮断や、コンクリート護岸による水域から陸域への横の連続性の遮断による生態系の喪失の現状を認識し、これ以上損なわないようにするとともに、本来の自然を明らかにし、その復元を図ること。河川改修等の河川管理によって、既にある河川本来の自然を損なってはならない。また、ダム・堰堤等で生物多様性保全に問題がある事業については計画を中止すべきである。	いきます。
66	森林化の進行などで見られなくなった草原生態系の保全も検討してほしい。野焼き等で人為的に維持されてきたものであり、ゴマシジミの生息にも必要。	草原生態系は里地里山、平野生態系の構成要素と考えています。県内の草地の分布状況等を把握して、それぞれの生態系の保全の取組を進めていく上で、有効な手法を検討していきたいと思います。

3 野生動植物の保護と管理(10件)		
通番	ご意見(概要)	県の考え方
67	絶滅のおそれのある種の増加の原因は、生息地・生息海域を破壊する無秩序な開発や埋立である。県土の土地利用計画や開発規制制度、環境影響評価制度に生物多様性の観点からの検討が不十分であることによるものであり、開発制度等の早急な抜本的な見直しの必要を明記すべきである。	開発と生物多様性の調和の課題については、次節1「地域の持続可能な発展における生物多様性への配慮」の中で取り上げていきます。
68	現時点においてレッドデータブック未掲載の種についても、現在進行又は計画されている開発行為等により生息地破壊等の圧迫が進行していることを直視すべきである。現在進行中の開発計画に対する早急な見直しも明記すべきである。	
69	生息地破壊の他の要因としては、農山村の衰退による里地・里山の荒廃も挙げられ、その抜本的な取組も必要である。	農山村の振興については、「農林水産業の多面的機能の発揮」の中で取り上げています。
70	化学物質による野生生物への影響の現状把握、分析及びこれに基づく化学物質の排出規制や清浄化への取組が必要である。	化学物質の問題については、「企業活動における生物多様性への配慮」の中で取り上げています。
71	東三河のほとんどのため池や野池では、ブラックバスやブルーギルが繁殖している。子供たちに本当の自然を教えるためにも、外来魚の駆除を自然観察会と一緒にするなど事例を取り上げるべきである。	外来種の防除は、移入種による生態系への悪影響を防止する上で重要な取組であり、啓発を行う場合にはできる限り具体的な取組を取り上げていきます。
72	移入種対策として、個体の放逐・放流、植栽・播種を条例により禁止・防止する措置を講ずるとともに、必要に応じてその違反に対して罰則を設けること。また、移入種の入手・飼育については、許可制ないし届出制を導入し、譲渡についても原則禁止として、必要に応じて罰則を付すことを明記すること。	移入種対策については、昨年3月の自然環境保全条例の改正において、何人も「移入種の生きている個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない」という規定を追加しました。罰則については、慎重な検討を要するものと考えています。
73	移入種の実例としてホタルや水質浄化のためのEM(有用微生物)の放流も取り上げるべき。現状では自然破壊のまやかしになっている。ブラックバス等の外来種の密放流対策や駆除、山野草の盗掘等についても啓蒙を行ってほしい。	ホタルやEMの例も含めて、移入種が生態系に与える影響についての情報提供をしていきます。
74	移入種のうち、緊急に防除等の対策を講ずる必要のある種については、早急にその体制を整備して防除等の措置を講ずること。また、移入種対策に必要な経費、研究者・要員も確保すること。	現在、実施している防除モデル事業の成果を踏まえて、移入種防除対策の促進を図っていきます。
75	傷病鳥獣や希少野生生物の保護増殖させる保護・研究施設を位置付けてほしい。現状では、希少種などでは貴重な遺伝子を見殺しすることになる。絶滅危惧種を早急かつ恒久的に保護するためにもそれなりの施設が必要。	本県は弥富野鳥園を鳥類保護センターとして位置づけ、傷病鳥の保護や野生復帰等の取組を行っています。増殖については、慎重な議論を要するものと考えています。
76	野生鳥獣の保護と管理について、ツキノワグマの保全策を明記し、生息状況・環境の調査・検討、近隣諸県との共同による保護を行うこと。また、ツキノワグマによる人身被害については、可能な限り「奥山放縦」の方法をもって対応すること。	ツキノワグマは、県レッドデータリストで絶滅危惧種1Aに位置づけた希少な動物としており、他の希少種と同様に保護していく考え方を持っています。また、県民への理解を深めるために、平成15年4月に「人とツキノワグマの共生に向けて」を作成し、HP上などで啓発を行っています。

第3節 生物多様性の持続可能な利用

1 地域の持続可能な発展における生物多様性への配慮(17件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
77	環境破壊の温床である道路、砂防堰堤、河川改修等の公共工事に当たっては、地元はもとより、自然保護団体・学識者・専門家の意見を聞いて、生きものに配慮した工法を工夫してほしい。	昨年11月に実施した県政モニターアンケートにおいては、開発と生物多様性について、「共に重要であり、両立させるべき」との意見が約7割を占めています。地域開発については、エコシステムアプローチの導入や環境影響評価の適切な実施により、環境保全への適切な配慮がなされるよう努めていきたいと考えています。
78	地域開発と生物多様性の調和ではなく、経済活動や開発は、当初から環境と適合するものに行わなければならない。根本的に、当初から環境に重大な影響を与えない、環境に適合した開発を行うように、明確に要求する必要がある。	
79	設楽ダム建設は、持続可能な自然の利用や自然との共生とはいえない。自然破壊など多くの問題点があるにも関わらず、何も戦略の中で触れていないのはなぜなのか。	
80	戦略を100年計画とするなら、設楽ダムのような大規模な自然破壊への影響について記述すべき。天然記念物のネコギギなど生態系を守るための戦略のあり方を考え、具体的なダムへの対策を盛り込んでいただきたい。	
81	COP10を開催する県として、トヨタ自動車のために生物多様性豊かな山地を破壊することはやめて、森林生態系を守ること、里山生態系を守ること、生物種の保存の大切さを発信しなければならない。	
82	豊田市と岡崎市の山中で計画されているトヨタ自動車のテストコース建設予定地は、660ha中8割が森林、森林のうち7割が里山である。そこに生息している絶滅危惧種のサシバ、オオタカ、ハチクマは、テストコース建設により絶滅することになる。	
83	県は、トヨタ自動車と組んで660haの広葉樹の森と里山を破壊しようとしている。生物相をほぼ死滅させるこの無謀な自然破壊に、県は450億円もの税金を使っている。一方で、COP10を開催し、生態系と生物相を守ることの大切さを訴えるのはペテンである。	
84	エコシステムアプローチの導入について、具体的な中身が不明確である。予防的・順応的対策やモニタリング調査の内容を明確にすべきである。また、環境税のような、環境コストを生じさせている者に責任を負わせる取組みについても言及すべきである。	
85	「地域開発と生物多様性の調和」では、記述に具体性が乏しく県の目指すべき方向がわからない。イメージとしてわかりやすく提示してほしい。	
86	企業活動における生物多様性への配慮の促進について、「生物多様性企業ガイドライン」が企業活動の規範となるような実効性を有するものとする。	
		国が平成21年度を目途に策定しているガイドラインを踏まえるとともに、本県の特性を加味して実効性のあるものとしていきたいと思っております。

87	里山の生物多様性を守るために、環境影響評価条例におけるアセスの適用規模を引き下げるとともに、戦略的アセスの導入に積極的に取り組むこと。	愛知県環境影響評価条例においては、環境影響評価が科学的知見により適切に行われるための環境影響評価指針に基づく環境影響評価の実施について規定しているとともに、住民参加として環境保全上の意見聴取や説明会・公聴会が行われることとなっています。対象事業としては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業としており、地域の環境保全に一定の成果を挙げているものと考えています。 また、戦略的環境アセスメントについては、平成19年4月に環境省の「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられ、今後、戦略的環境アセスメント制度が導入されていくこととなっています。県としては、環境省のガイドラインを踏まえて、地方公共団体の役割について検討を進めます。
88	透明性のある戦略アセスを、国に先駆けて早期に制定、導入することを要望する。公共事業の実施に当たっては、環境を守るという姿勢に立って各部局が実施するのでなければ、戦略策定の意味がない。	戦略的環境アセスメントについては、平成19年4月に環境省の「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられ、今後、戦略的環境アセスメント制度が導入されていくこととなっています。県としては、環境省のガイドラインを踏まえて、地方公共団体の役割について検討を進めます。
89	戦略的アセスメント(SEA)、HEPについて、環境影響評価制度に積極的に取り入れることについて明言すべきである。	戦略的環境アセスメントについては、平成19年4月に環境省の「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられ、今後、戦略的環境アセスメント制度が導入されていくこととなっています。県としては、環境省のガイドラインを踏まえて、地方公共団体の役割について検討を進めます。
90	環境影響評価の内容が、真に環境保護や生物多様性保全に資するものにするために科学性・客観性・精度等を確保するための抜本的かつ具体的な措置を検討することを明記すべきである。また、規模を基準とせず環境への影響の大きいもの全てを環境影響評価の対象にする、住民の意見表明の機会や説明会など住民参加の手続きを取り込む等の条例改正が必要である。	愛知県環境影響評価条例においては、環境影響評価が科学的知見により適切に行われるための環境影響評価指針に基づく環境影響評価の実施について規定しているとともに、住民参加として環境保全上の意見聴取や説明会・公聴会が行われることとなっています。対象事業としては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業としており、地域の環境保全に一定の成果を挙げているものと考えています。
91	「フェロシルト」事件のような有害物質による環境汚染をなくすため、関係部局と連携して効果的な埋め戻し規制条例制定や関連条例整備を行うべきである。	再生資源の適正な活用を促進し、県民の生活環境を保全することを目的として、再生資源の適正な活用に関する要綱を平成20年7月に施行し、埋め戻し材を含む再生品等についての環境安全性等の審査を行っています。なお、産業廃棄物を埋め立てる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の設置許可が必要です。
92	生物多様性保全のため、遺伝子組み換え規制に取り組む姿勢を明確にしてほしい。食の安全のためにも必要である。条例制定に取り組むことを明記してほしい。	企業活動において、適切な生物多様性への配慮がなされるようガイドラインを検討していく中で、遺伝子資源の利活用の問題についても検討していきたいと思えます。
93	企業活動における生物資源の利活用において、愛知県の産業を牽引する企業が、温室効果ガス削減の明確な目標を定めるとともに、県はその目標達成のために明確なリーダーシップを発揮することが必要である。	温室効果ガスの削減については、産業、家庭、業務、運輸など全部門の取組が重要であり、事業者・県民の皆さん・NPO・市町村などと連携・協働して、取組を進めていきます。

2 農林水産業の多面的機能の発揮(10件)		
通番	ご意見(概要)	県の考え方
94	農村部の政策については、農業者のライフスタイル、農業自体のあり方について自然生態系との連続性が考慮されるべき。こうした農業の新しい位置づけによって、有機農業を中心とした付加価値の高い農産物を生み出すことができる。	本戦略では、農林水産業における生物多様性との関わりについて取り上げています。ご意見は、持続可能な農林水産業を考える上で、参考にさせていただきます。
95	生態系と農業との連続を目的とした農山村整備のための新たな投資、農業生活者に対する補助、専門技術者の養成、教育現場の充実などに公的資金の投入が不可欠である。	県では、農業の生産基盤の整備、農業者に対する技術・経営支援を進めるほか、農業大学校での研修教育の充実などにより、引き続き農林業の振興に努めていきます。
96	水辺の生き物を取り戻すための具体策が見えない。側壁を魚などの棲めるウロのあるブロックにする、底面だけを土にもどすといった具体的な方法を示すべきである。	戦略は取り組みの方向性を示すものであるため、具体的な対応方法については個々の取り組みを実施する際に検討しますが、一般的に水田周辺の農業用の排水路を整備する際には水路底を土にしています。また、水路の側壁については魚の逃げ場所のあるブロック(魚巣ブロック)などを状況に応じて採用し、生き物の生息・生育空間の保全に配慮します。
97	「農薬の使用による水質悪化」とあるが、水質を汚濁する農薬は使用が規制されている。また、家庭や工場排水も原因である可能性があり、農薬のみを原因とする表現は不適切である。	ご意見のとおり、農薬は農薬取締法により水質汚濁性農薬は規制されています。農薬が原因と誤解されないよう表現を改めます。
98	水田魚道の設置や休耕田の湛水には水の確保が必要であり、水利権を得る必要が生ずる場合もある。既得権であっても、新たな協力が得られるように、県としても努力してほしい。	水田魚道は、通常の稲作農業が行われる水田と周辺水路との落差を解消して水路から水田に魚類が遡上できるようにするものであり、新たな水利権を必要とするものではありません。また、休耕田についても休耕する以前から獲得している水利権を有しているため、湛水するために新たな水利権は必要ありません。
99	農林業については産業としての側面を重視するあまり、人の生活と自然生態系との連続性を考慮していない問題があった。生物の多様性を保全するためには農山村における自然生態系と連続した社会が持続的に発展することが必要であるとの視点から検討されるべきである。	ご指摘のとおり、経済性や効率性を優先した農林水産業のあり方が、生き物の生息・生育環境を劣化させたとの反省に立ち、農林水産業の持続可能な展開のためにも、生物多様性への配慮が不可欠であると考えています。
100	農業については有機農業中心の自然にやさしいあり方が示されるべき。また、農業自体に公共的性格を与えるのであれば、それを担う農家に対する補助金も必要。さらに、都市の子供らに対する農業により得られる豊かさに対する教育が必要。生物多様性を農山村部に実現するためには、農村地域のあり方、農業のあり方、個々の人々のあり方に踏み込んだ施策が必要。	本県では、有機農業を含めた「環境と安全に配慮した農業」を推進しています。推進に必要な施策については、個々の取組を実施していく中で配慮していきたいと考えています。
101	森林の多目的機能については、生態系保全等の公益的機能を重視することが必要。また、林業の衰退は森林の荒廃を招き、自然環境の破壊につながっていることから、林業の持続的利用のプロセスも必要である。	生態系保全等、森林のもつ公益的機能は重要と考えており、林業採算性の向上や担い手の育成等を通じた持続的な林業経営等による多様な森林づくりに取り組んでいきたいと考えています。

102	今後の森林計画は、スギ、ヒノキ等針葉樹林の植林政策からの転換を図り、本来あった森林層を回復する、自然林回復政策がとられるべき。また、荒廃した人工林を県などが買取る、あるいは補助金を拠出するなどして、自然林への転換を促す必要がある。さらに、生物多様性の保護につながるような林業経営が、山林の維持、収益ともに前進となるような政策提起が必要である。	スギ・ヒノキ人工林については、森林所有者等の意向を踏まえ、針広混交林化や長伐期化を図るなど、多様な森林づくりを推進します。さらに、持続的な林業経営により健全な森林づくりが進むよう、林業採算性の向上や担い手の育成等に取り組んでいきたいと考えています。
103	森林の有する多面的機能の発揮に向けての森林整備のため、林業経営の改善の方策、零細山林保有者や不在山林地主等に対する政策を踏み込んで記述すること。また、県内の自然林の割合の定量的な目標の記載等、具体的な目標を掲げることもよいのではないかと。	多様な森林づくりのための方策は多岐にわたることから、主なものとして「あいち森と緑づくり税を活用した森林の整備」や「林業採算性の向上」「担い手の育成」などを例示しています。また、具体的な目標の設定については、目標に関する検討の参考とさせていただきます。

第4節 生物多様性を支える基盤づくり

1 県民意識の醸成(17件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
104	県民のライフスタイルの転換の促進のためのグリーン購入の促進等の県の取組については、従来、および現在、県民の認知度、県民の意欲、認知度向上のきっかけ等を明らかにして、具体的な普及目標を掲げ、効果的な普及活動やインセンティブの付与等により、県民への普及を促進すべきである。	本戦略については、取組の方向性を提示するにとどめていますが、各取組の推進に当たっては、ご指摘のような趣旨を踏まえて、エコマネーやエコチャレンジ21等の取組の普及啓発に努めていきます。
105	県民のライフスタイルの転換の促進のための取組については、各取組を具体的に検討し、検討結果、効果的な対策及び将来の展望等を詳細に明示すべきである。また、都市部と農村部の違いを意識したPRを行うべきである。	
106	水産エコラベル認証の推進について、「持続可能で適切に管理された漁業」とはどういうものなのか、県内ではどういった漁業がこれにあたるのかを明示すべきである。	水産資源を枯渇させることなく将来にわたり持続的に利用できるよう、漁獲量や漁獲方法などに配慮した資源管理活動が行われている漁業です。漁業者による資源管理の取組事例は第3節2 水産業における取組で記述しています。
107	エコ モビリティ ライフの促進については、県民のメリットを明示するとともに、自動車無くして日常生活が可能となるような地域政策のビジョンも明示すべきである。	エコ モビリティ ライフの効用や施策展開の方向性などのPRに努めながら、今後もその推進に取り組んでいきたいと思えます。
108	環境学習のプログラムづくり・人づくりの推進については、指導者育成の実績や活動状況を明示するとともに、個別具体的な環境学習プログラムを作成し具体的に明示すべきである。	戦略は、取組の方向性を示すものであり、具体的な方法については、個々の取組の中で示していきたいと思えます。
109	環境学習施設の整備・充実とネットワークづくりについては、人工的な学習環境を整備するのみでなく、むしろ、一度破壊されてしまうと取り返しのつかない天然の環境こそ保護すべきである。	環境を保護していくことの重要性については、第2節生物多様性の保全の中で記述しています。環境学習施設の整備・充実とネットワークづくりは、環境を保護をしていくために必要な知識を学習していただいたり、情報を提供していくために必要なものと考えます。
110	環境学習・普及啓発について、学校での教育、子どもたちの学習について記載されているが、学校以外の組織での教育、大人に対する教育がより重要ではないか。	大人に対する教育として、環境学習指導者養成講座の実施、環境学習施設での講座の実施、インターネットなどによる情報の提供、講演会の実施など、さまざまな学習の機会を設けています。

111	学校における環境教育、子どもたちの環境学習については、一方的かつ恣意的な教育がなされないよう、十分に配慮することが肝要である。県が行っている工事で、どのような自然や生物が危機にさらされているのかなどについてもきちんと伝え、子どもたちに「考える」環境教育を施すことが重要である。	新たな取組を推進していくに当たって、過去の経緯を踏まえていくことは重要ですが、学校教育については現場の先生方の意思を尊重していくことが必要であると考えています。
112	学校における環境教育の推進に、動物や植物に接することのできる施設は、教育の場として適しているため、県内の動植物園や水族館の活用を加えること。	身近な自然、動植物園等を、教育内容に応じて現場の先生方の判断で適切に利用していただくことが重要であると考えています。
113	里山や森林・林業に関する環境学習の推進については、まずは県自らの足元を見直すべきである。里山の定義を標高によって区切る、貴重な平針の里山を宅地造成化しようとするといった認識や態度で、果たして里山等に関する適切かつ客観的な環境学習を推進することができるのか。	一部新聞報道にあったような標高で里山を区切るといった定義を、本県は持っていません。特に都市近郊の里山は身近に自然や農林業について学べる貴重な場であり、その保全に努めていきたいと考えています。
114	食育の推進について、「無駄や廃棄のない食事作りを積極的に行っている人」とは、具体的にはどのような人を指すのか、また、将来目標として平成22年度までに50パーセントを目指すとのことであるが、現在と過去の割合の推移についても明示すべきである。	食品や食材を必要以上に残したり捨てたりしないと考えて実践している人たちです。現状と目標の数値については、表記の仕方を統一したいと思います。
115	地球温暖化が話題に多く取り上げられているように、生物多様性についてももっとPRすることが重要である。	COP10開催に向けて、生物多様性キャラバンセミナー等を実施するなど、普及啓発に一層力を入れて取り組んでいきます。
116	様々な機会を活用した普及啓発の推進について、環境に興味の乏しい県民層に対して、どのようなPRを行うのか具体的に明示すべきである。	戦略に掲げた普及啓発の取組を効果的に行って、より多くの方々に理解を深めていただきたいと考えています。
117	普及啓発イベントについては、具体的内容、時期などを明示すべきである。	年によって開催日時・場所・内容等の具体的内容が異なるため、可能な範囲で記述しています。
118	水辺での自然とふれあい活動の推進について、過去と現在を比較して、生き物の生息状況の変化とその要因等、環境破壊の恐ろしさを理解してもらうことで、より自然環境の保全に関する意識啓発効果が高まる。	具体的に取組を展開していく際の参考とさせていただきます。
119	エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進について、多数の旅行者が参加する場合に予想される自然への悪影響と回避対策、農家の方々とのふれあいを通じた生の農業体験等についても考慮すべきである。	エコツーリズム・グリーンツーリズムは、都市部に住む人々が、交流や農業体験を通じその地域の自然や文化に触れるものであり、地域への悪影響はあってはならないと考えます。県においても、都市農村交流応援ボランティアを育成し、グリーンツーリズムによる地域の活性化が図られるよう努めているところです。
120	温泉の保護と適正な利用の推進について、温泉の保護と生物多様性との関連を明確にすべきである。	自然環境保全戦略という性格から、自然資源保護の一つの取組として掲げたものです。

2 参加・協働の充実(2件)		
通番	ご意見(概要)	県の考え方
121	森と緑づくり税による人工林の間伐については、本来地主が行うべきであるにも関わらず、手入りをさぼっている方が税金が投入されて得する構図になっている。まじめに手入れしている林業家をないがしろにしない配慮が必要である。	あいち森と緑づくり税で行う間伐については、森林所有者の努力だけでは手入れが進まない奥地や公道沿い等の人工林を対象に、従来の木材生産のために行う間伐よりも強度の間伐を行い、針広混交林への移行等、木材生産機能よりも公益的機能の発揮を重視した森林へ誘導するものです。 また、転用や皆伐を20年間禁止する協定を締結する予定です。林業経営を進めることにより森林の整備を行っていただく場合の助成制度等、既存事業のさらなる推進とあわせて県全体の森林を整備保全していきます。
122	森と緑づくり税を活用した森と緑づくりの推進について、私有林の整備に際しては、特に零細な山林所有者が多いことに鑑み、山林所有者に対する啓発活動を積極的に行い、かつ、経済的な支援を検討して実施することを明記すべきである。	あいち森と緑づくり税で行う人工林の整備に関しては、山林所有者への経済的な支援という形ではなく、公益的機能の発揮を重視した森林へ誘導するため、所有者にかわって県が整備するものです。また、この事業の実施にあたっては、所有者の理解が必要であり、しっかりと説明していきます。
3 調査研究機能の整備・充実(4件)		
通番	ご意見(概要)	県の考え方
123	取組の推進には、現状の調査・把握、情報の発信も拠点が必要。愛知万博で環境保護を学べたように、誰でも気軽に楽しく生物多様性について学べる場をつくってほしい。	生物多様性に関する情報の収集・整備、発信等の拠点となる機能の整備について検討していきたいと考えています。
124	自然誌系博物館なくして愛知県の豊かな生物多様性は守れない。戦略の中でその設立について言及してほしい。	
125	生物多様性に関する情報の収集・解析・発表や学習の拠点施設が明記されていない。また、調査結果の集積・保存策も講じてほしい。そのためには自然史系博物館が必要である。既存の市町村にある施設のネットワークづくりで代用しようとしているようだが、これは県の責任放棄である。	
126	モノづくりと生物多様性の両立を示すためには、地域の一般市民に返っていく仕組みをつくっていくことが必要である。その具体策として自然誌博物館の設置が必要。愛知県ほどの規模の県で持っていないことは恥ずかしい。	
4 地球温暖化の緩和と影響への適応(3件)		
通番	ご意見(概要)	県の考え方
127	CO2排出量が全国一位の超大規模発電所(中部電力碧南火力発電所)を始めとした大口排出者が多く、対象事業所による排出量が全国第2位となっている本県においては、温室効果ガスを抑制するには、大口排出者である企業や事業所に対して、排出量等についての必要なデータ提出を求め、総量目標を明確にさせて、実効性ある対策をとらせていくことが必要である。	温室効果ガスの削減については、産業、家庭、業務、運輸など全部門の取組が重要であり、事業者・県民の皆さん・NPO・市町村などと連携・協働して、取組を進めていきます。

128	地球温暖化防止戦略の推進に当たっては、県内から排出される温室効果ガス排出量の基準年度比6%削減目標を完遂し、その後温室効果ガス排出量の基準年度比半減の目標年度を確定してそのために全力を尽くすことを明記して、県の姿勢を鮮明にすべきである。	平成22年度の6%削減目標の達成については、「あいち地球温暖化防止戦略」に基づき取り組みを進めていきます。その後の目標については、来年度から新たな地球温暖化防止戦略の策定に向けた検討を進めていきます。
129	省エネルギーや新エネルギー導入の推進に当たっては、広くエネルギー転換を図るため、住宅用太陽光発電施設導入等への助成や自然エネルギーの活用に関する研究や実用化等の必要な予算を組むことが重要である。	住宅用太陽光発電に対する補助を始め様々な支援や研究等に取り組んでいるところであり、今後も省エネルギーや新エネルギーの導入促進に努めていきます。

第5章 推進体制(5件)

通番	ご意見(概要)	県の考え方
130	民間の力の発揮・発展をはかるためには、基本的には生物の多様性保全する活動が、それぞれの主体の広い意味での経済的利益につながることも必要である。人々の日常生活や経済活動そのものが、生物の多様性を保全するという社会を作り上げることが必要である。	ご指摘のような考え方も必要であると考えており、「県民のライフスタイルの転換の促進」の中で、グリーン購入等の仕組みづくりや、経済的措置の必要性を取組とし取り上げています。
131	戦略の広報に当たっては、県民、企業、農業・林業・漁業従事者などの役割・取組を具体的に明確にしてほしい。	戦略の広報に当たっては、県民、事業者など主体別に啓発用のパンフレットを作成するなど、様々な立場の方々がどのような取組を心がけたらよいかかわかるような広報を行っていききたいと考えています。
132	自然を最もよく知る環境NGOが、問題点を発見し、法が遵守されるよう働きかける権限を与えることで、生物多様性保全はさらに前進することは明らかであり、環境NGOに法の執行を補完する役割が与えられるべきである。	国、県、市町村等の行政機関との協働と役割分担を今後考えていく上で検討してみたいと思います。
133	「生物多様性に関するモニタリング」については、重要な地域のモニタリングだけでは、県全体の状況把握はできず、戦略の点検は不可能ではないか。	県内全域で県民参加型の生き物調査運動を展開していくとともに、生物多様性のモニタリング手法を検討して、それを市町村やNPOに普及していきたいと考えています。
134	生態系上の重要な地域における継続的なモニタリングにより、戦略の進捗状況や実施効果を評価する必要があるが、具体的な記述が必要。生態系ごとに指標種となる生物を定めてモニタリングするということか。	モニタリングの手法については、平成21年度以降に調査研究していく予定であり、戦略の改定の際には、その効果的な方法等について盛り込んでいきたいと思っています。